

雲南市からのお知らせ

ありがとうございます

ごぞいませ

(敬称略)

◎雲南市立木次図書館内
名誉町民顕彰室へ書籍寄贈

「島根県議会史 8巻」

「新修島根県史 10巻」

「島根県史 8巻」

鳥谷正さん(木次町)から

おめでとうございます

ごぞいませ

(敬称略)

◎農林水産統計情報協力者等
に対する農林水産大臣感謝

状受賞

田中 國夫さん(加茂町)

広野 祐二さん(木次町)

雲南市における

弔意・弔問に

ついてのお願い

総務部総務課

☎0854-40-1021

市では、市民の葬送に対してすべて会葬することは、物理的に困難ですので、原則会葬はせず、弔意を表すための弔意文を送ることにさせていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

納税・税率・

前納報奨金

について

市民部税務課

☎0854-40-1034

納税について

旧6町村で発行した納付書

は、合併後においても、今までどおり金融機関で使えます。

期限内納税にご協力をお願いします。

税率について

当面、旧町村の税率を適用

しますが、5年以内に税率を統一します。

ただし、国民健康保険の保

険税、保険料については、平

成16年度に限り旧町村の税率、

料率を適用し、平成17年度か

らは国民健康保険料として統

一した料率を適用します。

前納報奨金について

前納報奨金制度については、

次の理由により全国的に廃止

の方向にあります。

1、納税意識の高揚、収納率

向上、財源の早期確保の目

的がほぼ達成された。

2、特に住民税の場合、サラ

リーマンにはこの制度の適

用がされない不公平感

3、報奨金の財源確保が困難

このような状況のなか、雲

南市では平成17年度から前納

報奨金を廃止することにして

います。

ご理解とご協力をお願いします。

「雲南市」は
松江社会保険

事務所の

管轄になります

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

島根社会保険事務局出雲事

務所の管轄であった旧飯石郡

三刀屋町、吉田村、掛合町は

管轄する社会保険事務所が変

更になります。

老人医療受給者証、乳幼児等

医療費受給資格証、福祉医療

費医療証(資格証)の資格変

更届について

合併に伴い、雲南市内の事

業所にお勤めの方については

被保険者証の記号番号および

保険者番号が変更になります。

それに伴い老人医療受給者

証、乳幼児等医療費受給資格

証、福祉医療費医療証(資格

証)の交付を受けている方は

変更届が必要になります。

お近くの総合センター総合

健康福祉部子育て支援課 ☎0854-40-1044

平成17年度保育所入所の申し込みについて

健康福祉部子育て支援課 ☎0854-40-1044

平成17年度の保育所入所児童を次のとおり募集します。

【入所の基準】

保育所での保育は、児童の保護者が次のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められ、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行います。

(家庭外労働) 居宅外で労働することを常態としていること。

(家庭内労働) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(母親の出産等) 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。

(母親の疾病等) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。

(病人の看護等) 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(家庭の災害) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること。

市長が認める前各号に類する状態にあること。

【保育料等】

児童の属する世帯の所得税額及び市民税額と児童の年齢により決定します。

料金については、4,500円～48,000円となります。

なお、当該年度にすべての土曜日を休所することにより、保育料の土曜減免があります。

【申込方法】

雲南市健康福祉部子育て支援課、各健康福祉センターに備え付けの入所申込書及び就労証明書により平成17年1月7日(金)までに、各保育所管轄の健康福祉センターへ提出してください。

現在入所中の児童の保護者の方も、各保育所を通じて就労証明書等用紙をお渡ししますので保育所または各保育所管轄の健康福祉センターへ提出してください。

【その他】

各保育所の受け入れ対象年齢及び保育時間等の詳細については、各保育所または各保育所管轄の健康福祉センターへお問い合わせください。

広域入所(市外への保育所への入所)についても、各健康福祉センターへお問い合わせください。

【問い合わせ先】

管轄センター	該当保育所名
雲南市健康福祉部 子育て支援課 (市役所1階) ☎40-1044	
大東健康福祉センター ☎43-6142	大東保育園(☎43-6132) かもめ保育園(☎43-3010) あおぞら保育園(☎43-3129)
加茂健康福祉センター ☎49-8612	加茂保育所(☎49-6760)
木次健康福祉センター ☎40-1083	木次保育所(☎42-2341) 斐伊保育所(☎42-1008) 四ツ葉学園保育所(☎42-0616)
三刀屋健康福祉センター ☎45-9501	三刀屋保育所(☎45-2651)
吉田健康福祉センター ☎74-0215	吉田保育所(☎74-0330) 田井保育所(☎75-0201)
掛合健康福祉センター ☎62-0727	掛合保育所(☎62-1290) 波多分園(☎64-0231)

雲南市からのお知らせ

調整課または雲南市役所（本庁）市民生活課で変更届を行ってください。

- 手続きに必要なもの
- 新しい被保険者証 ・ 印鑑
- 交付を受けている老人医療受給者証、乳幼児等医療費受給資格証、福祉医療費医療証（資格証）

国民年金被保険者・年金受給権者の住所変更について

国民年金被保険者及び年金受給権者の住所変更については、社会保険業務センター一括して住所変更の処理を行いますので、個々に住所変更の届出をしていただく必要はありません。

農用地区域の除外申請は

1月31日までに

産業振興部農林振興課

☎0854-40-1051

雲南市農業委員会事務局

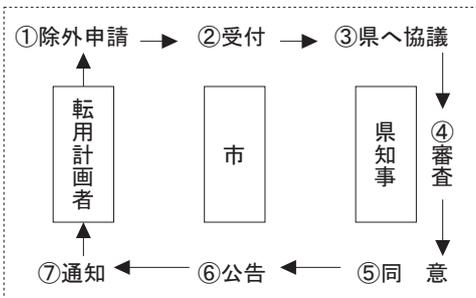
☎0854-40-1092

農地転用とは

農地を住宅用地や駐車場、墓地など農地以外のものにするを「転用」といいます。

この転用をするためには、農地法上の許可・届出が必要ですが、

自分の土地であっても自由



に転用することはできませんし、どこでも許可が得られるとは限りません。

農用地区域とは

市では、将来にわたり農業の振興を図る必要があると認められる地域を「農業振興地域」として定めており、その区域内の農地（農用地区域）は原則として転用ができません。

農用地区域内で転用するには

この農用地区域内でやむを得ず転用する場合は「農用地区域からの除外」を行う必要があります。

転用を計画している方は、事前に産業振興部・農林振興課、農業委員会事務局または、地元農業委員に相談し、除外

手続きが必要かどうか確認の上、手続きが必要な場合は除外申請書を提出してください。なお、中山間地域等直接支払の対象農地（集落協定地）の転用はできませんのでご注意ください。（交付金の返還対象になります。）

除外申請の時期は

雲南市での除外は年2回（1月31日まで、7月下旬まで）です。

その後県との協議等を経て、については、4月末頃5月頃に除外手続きが完了する予定ですが、農地転用申請等については、事前に農業委員会と十分に協議願います。

除外申請から転用許可まではかなりの日数（約半年）を要しますので、転用の計画がある方は早めに相談・手続きをしてください。

農用地区域からの除外のご相談は、産業振興部農林振興課、雲南市農業委員会事務局または、地元農業委員さんへ。

農地転用、農地の売買・貸し借り等のご相談は、雲南市農業委員会事務局または、地元農業委員さんへ。

平成17年度の幼稚園児を募集します

教育委員会学校教育課 ☎0854-40-1072

平成17年4月から雲南市内の幼稚園へ入る子どもたちを次のとおり募集します。

入園該当児

雲南市内在住者のうち

- (1年保育) 平成11年4月2日～平成12年4月1日
- (2年保育) 平成12年4月2日～平成13年4月1日
- (3年保育) 平成13年4月2日～平成14年4月1日

それぞれ該当期間の出生者

入園後の諸経費

保育料は、平成17年度の場合は年額62,400円（月額5,200円）です。このほかに給食費などが必要となります。

入園申し込み受付期間

平成16年12月6日(月)～12月17日(金)

各幼稚園または教育委員会、各総合センター内の教育分室に入園願書の用紙がありますので、印鑑をご持参ください。

問い合わせ先

雲南市教育委員会 学校教育課 (市役所3階)	☎40-1072	久野幼稚園	☎47-0163
		海潮幼稚園	☎43-2298
大東教育分室	☎43-8170	加茂幼稚園	☎49-6761
加茂教育分室	☎49-8510	木次幼稚園	☎42-2173
木次教育分室	☎40-1084	斐伊幼稚園	☎42-2130
三刀屋教育分室	☎45-3033	寺領幼稚園	☎42-0870
吉田教育分室	☎74-0214	西日登幼稚園	☎42-0875
掛合教育分室	☎62-0303	温泉幼稚園	☎48-0011
大東幼稚園	☎43-2710	三刀屋幼稚園	☎45-2168
西幼稚園	☎43-6005	飯石幼稚園	☎45-2751
佐世幼稚園	☎43-2817	鍋山幼稚園	☎45-3762
阿用幼稚園	☎43-2199	中野幼稚園	☎45-2451

お子さんの写真とコメントを募集しています

政策企画部情報政策課

☎0854-40-1015



雲南市発刊の広報へお子さんの写真とメッセージを掲載してみませんか？

今回の募集は、平成15年1月または平成16年1月生まれの（平成17年1月に1歳または2歳を迎える）お子さんです。

掲載をご希望の方は、12月6日(月)までに情報政策課まで電話かメール(jyouhouseisaku@city.unnan.shimane.jp)でお問い合わせください。

